

第7回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和5年7月31日(月) 午前10時00分 午前11時00分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	
推進委員	大藤推進委員、建山推進委員、原 一馬推進委員、増田推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第44号 非農地証明申請について 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第7回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番井上委員を指名いたします。 それでは、日程第1、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも田、面積は計1,577 m²です。 申請の事由は、経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画はたまねぎ・菊芋を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、荘野小学校から北西へ約2300m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、東野町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目はいずれも田、面積は計1,741 m²です。 申請の事由は、経営を開始するために申請されたものです。 営農計画は一般野菜・いちじく等を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は田、面積は295㎡です。 申請の事由は、経営拡大するために申請されたものです。 営農計画はいちじくを作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、中通小学校から東へ約250m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 4番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は畑、面積は206㎡です。 申請の事由は、経営を拡大するために申請されたものです。 営農計画はばれいしょ・にんじん等を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南へ約450m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の5～6ページをご覧ください。 5番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇、下野町〇〇、〇〇の計4筆、地目は田が2筆、畑が2筆、面積は計3,179 m ² です。 申請の事由は、経営を開始するために申請されたものです。 営農計画は一般野菜、いちじく、ベリー類を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原潤子推進委員から補足説明をお願いします。
原 潤子 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから南東へ約400m及び北西に約200m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、西野町〇〇の1筆、地目は田、面積は59 m ² です。 駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。

増田 推進委員	申請地は、荘野小学校から北西へ約 2300m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、竹原町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 1,145 m ² です。 資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から南西へ約 1000m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、新庄町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 1,835 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中 推進委員	申請地は、荘野小学校から北東へ約 1,500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、東野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 735 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北西へ約 350m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 3、議案第 44 号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、田万里町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 176 m²です。 〇〇は、現在に至るまで墓地として利用されており、〇〇は、大半を法面が占めており、現在山林状態となっています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 一馬推進委員から補足説明をお願いします。
原 一馬 推進委員	申請地は田万里地域交流センターから南東へ約 2,300m 付近にあります。 現地確認時、既に墓地及び山林状態でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 9 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、忠海東町五丁目〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 323 m²です。 戦前から宅地として利用しており、昭和〇〇年に〇〇に転出して以降、老朽化した家屋を取り壊し、貸し駐車場として利用されています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は旧忠海東小学校のすぐ北側にあります。 現地確認時、既に貸し駐車場として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 10 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、下野町〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 54 m²です。 平成 18 年頃から現在に至るまで道路の一部として利用されています。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 潤子推進委員から補足説明をお願いします。
原 潤子 推進委員	申請地は大井地域交流センターから南へ約 800m 付近にあります。 現地確認時、既に道路の一部として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 4、報告第 11 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 11～13 ページをご覧ください。 令和 5 年 6 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 8 件、筆数は田 15 筆、畑 17 筆の計 32 筆、面積は計 23,663 m²の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 11～13 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 5 年第 7 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月31日

議 長 祐本 征武

署名委員 井上 美津子